附　則

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

○財務省令第七十号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、財務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

財務省定員規則の一部を改正する省令

財務省定員規則（平成十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本省及び国税庁の定員） **第一条**　財務省の本省及び国税庁の定員は、次の表のとおりとする。 区分 / 定員 / 備考 本省 / 一五、九九七人 国税庁 / 五五、七二四人 合計 / 七一、七二一人	（本省及び国税庁の定員） **第一条**　財務省の本省及び国税庁の定員は、次の表のとおりとする。 区分 / 定員 / 備考 本省 / 一五、九七七人 国税庁 / 五五、六七四人 合計 / 七一、六五一人

附　則

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正後	改正前
二　総領事館 区分＼号別月額 / ［略］ / 24号 円 254,700 / ［略］ 国の地別 アジア：メダン、チェンマイ、ダバオ、ホーチミン 大洋州：オークランド 北米： 中南米： 欧州：バルセロナ 中東： アフリカ： ※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。	二　総領事館 区分＼号別月額 / ［同上］ / 24号 円 254,700 / ［同上］ 国の地別 アジア：メダン、チェンマイ、ホーチミン 大洋州：オークランド 北米： 中南米： 欧州：バルセロナ 中東： アフリカ： ※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。